

地域医療構想調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 地域医療構想を策定するに当たり、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、二次保健医療圏（以下「医療圏」という。）ごとに地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく県計画に盛り込む事業に関する協議
- (4) その他地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、茨城県病院協会長、茨城県医療法人協会長、茨城県保険者協議会の推薦又は調整会議事務局の選任に基づき、知事が委嘱する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院協会など医療関係団体
 - (2) 医療保険者
 - (3) 福祉関係団体
 - (4) 介護事業者
 - (5) 住民代表
 - (6) 市町村
 - (7) 保健所
 - (8) 医療関係者
 - (9) その他関係者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(名称及び事務局)

第4条 調整会議は、医療圏ごとに設置するものとし、名称及び事務局は、別記のとおりとする。

(会長及び副会長)

第5条 調整会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第6条 調整会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び会議に付すべき事項を委員に通知するものとする。

(会議)

第7条 調整会議は、会長が議長となる。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は、委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第8条 調整会議に、専門の事項を調整審議させるため、会長が必要と認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに属すべき委員は、会長が指名するものとする。

(会議の公開等)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、調整会議の決定により非公開とすることができます。

- 2 会議録は、原則として公開とする。ただし、前項ただし書の規定により非公開とした会議の会議録については、非公開とする。

(会議録)

第10条 会議の議事については、会議録を作成し、会長及び会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

- 2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の日時及び場所

- (2) 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、事務局となった保健所において処理する。

(設置期間)

第12条 調整会議の設置期間は、施行期日から地域医療構想の達成までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(別 記)

二次保健医療圏	会議名	事務局
水戸	水戸地域医療構想調整会議	水戸保健所
常陸太田 ・ひたちなか	常陸太田・ひたちなか地域医療構想調整会議	ひたちなか保健所
日立	日立地域医療構想調整会議	日立保健所
鹿行	鹿行地域医療構想調整会議	潮来保健所
取手・竜ヶ崎	取手・竜ヶ崎地域医療構想調整会議	竜ヶ崎保健所
土浦	土浦地域医療構想調整会議	土浦保健所
つくば	つくば地域医療構想調整会議	つくば保健所
筑西・下妻	筑西・下妻地域医療構想調整会議	筑西保健所
古河・坂東	古河・坂東地域医療構想調整会議	古河保健所